

四街道市電子入札約款

制 定 平成19年1月31日

施 行 平成19年1月31日

(目的)

第1条 四街道市の契約に係る競争入札を電子入札で行なう場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号、以下「自治令」という。）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、当該事業の図面、仕様書、現場及び契約書案等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書及び契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時（以下、「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、四街道市入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札書受付締切予定日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を作成し、入札書受付締切予定日時までに電子入札システムにより提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として、辞退以後、不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

- 2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。
- 3 指名競争入札において、入札参加者が一人である場合若しくは入札参加者が辞退により一人以下である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめるものとする。

(無効となる入札書)

第6条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者が入札した入札書
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者が入札した入札書(免除の場合を除く。)
- (3) 必要事項を欠く入札書
- (4) 明らかに連合であると認められる入札書
- (5) 電子認証書を不正に使用した入札書
- (6) 入札金額内訳書(以下、「内訳書」という。)の提出を義務付けたものにあつては、内訳書の提出のない入札書又は内訳書に重大かつ明白な不備がある入札書
- (7) 設計図書等を有償配布とした発注又は調達案件にあつては、設計図書等を購入しない者が入札した入札書
- (8) その他入札条件に違反して入札した入札書

(落札者の決定)

第7条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次に掲げる入札については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者以外の者を落札者とすることができる。

- (1) 低入札価格調査制度の適用のある契約については、予定価格の範囲内で低入札調査基準価格を下回る価格をもって入札した者等を調査の上、落札者を決定するものとする。この場合において、最低の価格をもって入札した者を、落札者として決定するとは限らない。
- (2) 最低制限価格制度の適用のある契約については、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、速やかに当該入札をした者に、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を定める。

(再度入札)

第9条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札

がないときは、直ちに電子入札システムによる再度の入札を行うことができる。
ただし、予定価格を事前公表する入札については、再度の入札を行わない。

- 2 再度入札の回数は原則として1回とする。
- 3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で、入札書が無効となった者以外の者とする。
- 4 再度入札における入札参加辞退の方法は、第3条を準用するものとする。

(入札の不調)

第10条 入札(前条に規定する再度入札を含む。)の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合及び入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。

- 2 前項の規定による不調となった場合は、自治令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

第11条 落札者は、落札決定の日から7日以内に当該契約(議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第9号)の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。)を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結せず、前項ただし書き以下の承諾を得ていないときは、落札の効力を失う。
- 3 落札者が契約の締結を辞退又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。

(契約保証金)

第12条 工事又は製造の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結にあたり、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、契約担当者が确实と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (2) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (3) 当該契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければならない。

3 第1項の規定により、落札者が同項第1号又は第5号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行なわれたものとし、

同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

(契約保証金の還付)

第13条 第13条に規定する契約保証金は、契約に基づく給付が完了し、当該契約の履行を確認したとき、速やかに還付する手続きをしなければならない。

(異議の申立)

第14条 入札をした者は、入札後、この約款、当該事業の図面、仕様書、現場及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第15条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から内訳書の提出を求めることができる。

(その他)

第16条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附則

この約款は、平成19年1月31日から施行する。